

告 示

埼玉県告示第千三十五号

昭和五十二年埼玉県告示第千三百四十三号（振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動についての時間及び区域の区分ごとの規制基準について）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成三十年九月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

表の備考1第一号中「及び準住居地域」を「準住居地域及び田園住居地域」に改める。